

令和2年度 宇部市地域創生事業助成金
共創のまちづくり推進事業助成金 募集要項

地域の課題解決、地域の活性化を図るため、地域団体や市民活動団体等の民間団体が協働・連携して取り組む事業に対して、助成金を交付します。

① 地域の課題解決等連携・協働事業
(助成額 上限20万円)

地域の課題解決、活性化、魅力創出、地域資源の活用などの地域づくりを、地域団体や市民活動団体等の民間団体が、他の活動団体と協働・連携して取り組む事業に対して助成します。(協働・連携する団体は、地域団体以外でも可能です。)

② コミュニティビジネス創出事業
(助成額 上限150万円)

ビジネスの手法を活用して、地域の抱える課題の解決を図る等、地域に新しいサービスや仕組みを提供することで、地域を活性化する事業に対して助成します。

③ 空き家利活用地域活性化事業
(助成額 対象経費の1/2 上限150万円)

空き家を活用した地域の課題解決、活性化に向けた事業を実施するために行う、空き家の改修等に要する経費を助成します。

※3年以上の空き家利活用事業を実施することが条件です。

※①②③の各事業において、1団体につき1つの事業申請としますが、②及び③を組み合わせた事業申請もできます。(※令和2年度の事業のみ助成対象)

例) 空き家を改修し、ビジネスとして地域交流サロンを開設・運営(②と③)

申請対象団体・申請対象事業

◆下記のア・イに該当する団体が実施する事業を対象とします。

ア 地域団体(地域運営組織や地区コミュニティ推進協議会及びその構成団体)

イ 宇部市内に活動拠点を有する市民活動団体、NPO法人、ボランティア団体、民間事業所等

※営利のみを目的とするもの、宗教、政治、選挙活動に関するもの、公序良俗に反するもの、国・他の地方公共団体から助成を受けるものは対象外です。

※①について、ア・イに該当する2つ以上の団体が連携・協働で取り組む、地域の課題解決・活性化事業であり、かつ、地域住民と共有されている活動が対象です。

※②・③について、イに該当する団体が申請する場合は、その事業内容が地域と共有されており、地域貢献に寄与する活動が対象です。

～ 手続きの時期・方法 ～

- ◆申請期限 令和2年6月30日（火）
※申請状況等により、延長する可能性があります。
- ◆申請書類 地域創生事業助成金交付申請書
その他添付書類（事業により異なりますので確認してください。）
申請書等の様式は市ホームページからダウンロードできます。
市ホームページ「地域創生事業助成金」で検索
- ◆申請方法 メール又は郵送（メールで申請する場合は、申請書への押印なしでご提出ください。後日、対応についてご連絡します。）
- ◆送付先 〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号 宇部市市民活動課
E-mail : siminkd@city.ube.yamaguchi.jp

～ 審査 ～

- ◆選考審査は、共創のまちづくり推進事業選考審査会(以下「選考審査会」という。)を設置し、申請書類に基づき下記審査項目について総合的に審査(採点)を行い、採点合計により、合否を決定します。(プレゼンテーションによる公開審査会は実施しません。)

【審査項目】

- ・公益性：地域の課題とニーズを的確に把握し公益的な課題解決につながる内容か。
 - ・必要性：地域づくりにおいて必要とされているか。経費の積算は適切か。
 - ・実現性：地域の人材・資源の活用方法や地域団体との連携方法など自立した運営が実施できる内容か。
運営体制や事業のPR方法等は十分か。
 - ・継続性：事業継続により、地域の課題解決及び地域運営の持続につながる取組か。
一定の収入が確保でき（コミュニティビジネス）、採算性や市場性及び事業の継続が見込める内容か。
 - ・発展性：今後様々な事業に広がる可能性があるか。
事業を発展させようとする意欲や工夫があるか。
- ◆選考審査会は、申請内容に疑義が生じた場合には、申請団体に対し個別に質問したうえで審査を行います。
 - ◆選考審査の結果は、後日、郵送により申請団体に通知します。
 - ◆助成金交付決定団体は、団体名、事業内容等を市HPや報道機関で公表します。
 - ◆選考審査会については、申請状況により随時行う予定です。

～ その他注意事項 ～

- ◆事業実績が申請内容と著しく異なる場合は、助成金の返還を求める場合があります。
- ◆助成金交付団体は、事業の実施に際し、助成事業であることを広報していただきます。
- ◆助成金交付団体には、事業完了後、事業実績報告書と関係書類を提出していただきます。
(領収証の提出が必要です。)
- ◆助成金交付団体から提出された書類について、市民から閲覧の申し出がある場合には、市民活動課において閲覧可とします。(個人情報等非公開にすべき情報は除きます。)

地域の課題解決等連携・協働事業

地域団体や市民活動団体等の民間団体が、地域の課題解決、活性化、魅力創出、地域資源の活用などを、他の活動団体と協働・連携して取組む事業に対して助成します。

昨年度は地域団体との連携が必須でしたが、本年度は地域団体以外の団体との協働・連携事業も対象となります。

例) 地域防災・防犯力の強化、健康づくり、地域の伝統・文化継承、自然や特産品など地域資源の活用、子どもの健全育成、地域の人材育成、地域主体の地域運営支援 等

(対象経費)

団体維持運営に係る経常的経費や投資的経費、その他飲食、金品購入費等は除きます。

報償費	例) 講師や出演者等の謝金 (団体構成員への支出は対象外)
旅費	例) 講師や出演者等の交通費・宿泊費
消耗品費	例) 事業に使用する文具等の消耗品
印刷製本費	チラシ・ポスター等の印刷製本費用 (写真現像・プリント代含む。)
通信運搬費	例) 郵便代・宅配便代などの郵送にかかる費用、ガソリン代 (電話・インターネット等通信料は対象外)
保険料	事業実施にあたり加入する保険料
使用料・賃借料	例) 会場借上料、レンタカー借上料
備品購入費	事業の実施に要する備品 (総事業費の 50%以内とする。)
その他	例) 振込手数料、申込手数料、広告料

(申請書類)

- 宇部市地域創生事業助成金交付申請書 ○事業実施計画書 ○収支予算書
 ○実施団体の規約又は会則等 ○その他団体の活動について参考となる書類 など

(助成額)

上限 20 万円とし、10 団体を予定

コミュニティビジネス創出支援事業

ビジネスの手法を活用して、地域の抱える課題の解決を図る等、地域に新しいサービスや仕組みを提供することで、地域を活性化する事業に対して助成します。

例) 買い物支援、高齢者生活支援、子育て支援、有償ボランティア、コミュニティカフェ運営、特産品販売、憩いの場提供、ごみ減量や食品ロスビジネス化 等

(対象経費)

団体維持運営に係る経常的経費や投資的経費、その他飲食、金品購入費等は除きます。

施設整備費	事務所開設に係る工事費等
備品等購入費	事業実施に不可欠な備品等のうち比較的安価なもの
需用費	事業開始に係る必要最小限の消耗品費、広告宣伝費
役務費	経営コンサルタント相談費等
その他	事業実施に必要なと認められる経費

(申請書類)

- 宇部市地域創生事業助成金交付申請書 ○実施計画書 ○収支予算計画書
 ○経営計画書等ビジネスとして継続性を示す書類

(助成額)

上限 150 万円とし、1 団体を予定

空き家利活用地域活性化事業

空き家を活用した地域の課題解決、活性化に向けた事業を実施するために行う、
空き家の改修等に要する経費を助成します。

※3年以上の空き家の利活用事業の実施が条件です。

例) サロンやカフェなどの交流の場、子ども食堂など子どもの居場所の創出、
地元特産品の販売や食堂施設、防災倉庫等の地域の安全につながる施設の確保

(対象となる空き家)

- ・市の区域内に存し、現に人が居住せず、又は原則、1年以上使用していないこと。
- ・この助成による助成対象工事等と同一の部位に対して、以前に国又は地方公共団体から助成を受けて工事を行っていない建物であること。
- ・建築基準法その他の建築に関する法令に照らし、適当と認められる建物であること。
- ・不動産を営む者又は同等と認められる者が所有する建物でないこと。
- ・助成対象空き家とその敷地の所有者等が市税等を滞納していないこと。
- ・未登記の建物でないこと。

(対象経費)

3年以上、地域課題の解決等の利活用事業に使用する空き家の改修工事に係る経費

※以下の経費は対象外です。

- ・売買契約や賃貸借契約に関する仲介料、敷金、礼金、火災保険料
- ・団体等の運営費や維持管理費等の経常的経費
- ・利活用事業に関係のない経費（人件費、飲食費等）
- ・外構工事費、自ら改修工事を行う場合の工具類の購入費
- ・冷暖房器具、家電製品等の取付工事

(申請書類)

- 宇部市地域創生事業助成金交付申請書
- 実施計画書（改修等及び利活用事業）
- 位置図（付近見取図）
- 現況写真（全体・箇所）
- 助成対象空き家とその敷地の所有者等がわかる書類
- 申請者と対象空き家と敷地の所有者等が異なる場合、承諾書と使用貸借契約書写し
- 収支予算書
- 改修等工事の内容が確認できる図面
- 助成対象事業に係る見積書

(助成額) 対象経費の1/2とし、上限150万円1団体を予定

(問い合わせ)

宇部市市民活動課地域づくり推進係（市役所2F）

〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号

TEL 0836-34-8233 FAX 0836-22-6016

【受付時間】8:30～17:15（土曜日、日曜日、祝日は休み）